

弘前市自治基本条例市民検討委員会調査概要 (「自治基本条例に関する事項(答申)」中間報告書に対する意見聴取)		
日時	平成25年10月30日(水)15時28分～16時40分	
場所	弘前市役所本庁舎 新館6階 第1会議室	
出席者 (11人)	団体	(事業者:4人) 公益社団法人弘前法人会
	委員	(3人) 工藤委員、柴田委員、島委員
	担当	(4人) 櫻田市民協働政策課長、白戸主幹、工藤係長、櫻庭主査
団体に対する中間報告書の内容説明		平成25年10月21日(月)ほか、個別説明
調査概要		
<p>(※ 市民協働政策課長挨拶)</p> <p>(※ 1 趣旨説明)</p> <p>(※ 2 出席者紹介)</p> <p>1 開会</p> <p>2 意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回、中間報告を拝見して、非常に市民の側、立場から作った報告だと感じた。</li> <li>・権利やその行使、色んな方への要求など、そういった視点の中身が多いと思う。</li> <li>・子どもの項目に、権利という言葉を使っているが、これから成長していく子ども達にとって、その言葉を今から植え付けていいのかどうか疑問であり、むしろ、社会における役割を果たすためのそういう位置付けの方が、健全な子ども達を育てるにはいいと思う。</li> <li>・協働という言葉そのものについての具体的な定義付けがなされていないが、言葉は、受け取る側により色んな意味、思惑が生まれてくる可能性があるため、前文の中なり、注釈なり、ある程度具体的な内容で、記載しておいた方がいいのではないかと感じた。</li> <li>・中間報告書には、色んなことをやりましょうということが、非常に多く書かれてあるが、それを実現するために必要なこと、実現する裏付けとして、自らの税収入、その他の収入でもって賄う自主性、独立性という基本の原理原則についての記載があってもいいのではないかと感じた。</li> <li>・事業者としては、自分たちの事業を發展させ、利益を生んで、税金を納めるなり、地域での経済活動に貢献するなりして、そういう中から社会貢献、災害時の役割、社員への厚生等が実現できてくるわけで、本体がぐらついては、何もできない。そういった面からいうと、弘前市の総合的な活性化といった意味合いも、目的の中に入っても良かったのではないかと感じた。</li> <li>・事業者の役割について、今の意見を踏まえながら、練り直し、見直していかなければならないと思う。</li> <li>・役割の裏付け、子どもの関係についても、見直していかなければならないと思う。</li> <li>・第一印象では、協働がピンとこないというか、何だろうなというように感じた。</li> <li>・どこの条文がどうこうではなくて、協働を基に、どのようにしてこの条例が動いていくのかという部分が見づらいというか、読みづらいという気がしており、みんなで共に取り組ましようということで、何かを作ろうとすれば、誰かがある程度先導して、その目的に向かっていく方がスムーズにいくような気がする。</li> <li>・中間報告書の11頁の方針①、協働の原則に記載のとおり、相互に補完して、特性を尊重するということと、それぞれの役割に応じて、協働により取り組むということであるが、事前の内容説明の際には、協働の説明の中に、協働という言葉が出てくるのはおかしいのではないかといったご指摘をいただいていた。</li> </ul>		

- ・協働という言葉などは、もう少し詳しく、解説のようなものがあれば、分かり易いと思うので、事務局で検討していただきたいと思う。
- ・協働という言葉は、内容が凝縮されているので、分かっている人は、その言葉を使うと、結論が出た感じというか、みんな分かったような気がするが、言葉の意味となると、そういう人でも中々すぐ出てこないという非常にグレーな部分の言葉だと思う。
- ・協働については、役所に対する要求ばかりではなく、自分たちでもやれることは、自分たちでもやってくださいということだと思う。その全国的な背景としては、行政だけでは手に負えなくなっているという行政の限界だと思う。
- ・事業者の役割として、社会貢献とあるが、1番重要なのは、雇用の維持確保であり、それを確保した上で、労働者に対する安定した収入を保証していくことだと思う。
- ・条例制定の背景、必要性に関しては、委員会では、自治とは、本来何なのかというところから始めて、やはり自分たちのやれることは、自分たちでやりましょうとなった。
- ・事業者よりも、議員や市長、職員がまちづくりをどう考えているのかなどについて時間をかけて議論して、委員会としては、誰が読んでもまちづくりのバイブルになるようなものに仕上げないといけないという思いがあるので、今の「雇用の確保が社会貢献の1つ」という意見等々を事業者の役割のところに盛り込んでいきたいと思う。
- ・この中間報告書を読んだときの第一印象としては、分かりづらいというか、全体的に硬いなあと感じた。
- ・全国の条例においても、協働という言葉は当然使われているが、英語では、コラボレーション、パートナーシップというようで、その言葉の方が、今では一般的に使われており、我々にとっては馴染みがある。協働は、私たちも理解し難いので、もう少し具体的に詳しく書く必要があると思う。
- ・中間報告書を見た限りでは、弘前らしさというものがほとんど伝わってこないのので、例えば、弘前大学の連携に関しては、どういう風にしていくのかとか、桜のまちという全国でも知らない人はいないにもかかわらず、まちづくりの基本の中に全然入ってきていないというのが、非常に疑問を感じたところである。
- ・中間報告書の文章が硬いという件については、これまでの委員会での議論では、非常に柔らかい言葉で議論してきたが、この内容を条文に移しやすいように表現したものであり、この中間報告は中間報告として、別な時期に、もっと分かり易い、こういう主体でまちづくりを考えていこうといったものを取り入れたような概要版が必要だと思う。
- ・弘前らしさについては、前文でその文章が長くならないように配慮しながら、当市の特徴を的確に捉えた内容を凝縮した形で盛り込んだが、桜とか特性のある部分は、例示で書く方法もあると思うので、今後の委員会の中で議論して、反映させていければと考える。
- ・コラボレーション、パートナーシップの件についても、そういった件であったということ委員会へ報告したいと思う。
- ・文章が硬いのはいいが、ある意味これは法律なので、その内容については、逆にそれを逆手にとって振りかざしてくる場合も有り得るので、そういった内容をできれば排除しておかなければならないと思う。
- ・それが権利という言葉であって、市民の役割等の安全に暮らしていける権利については、権利だけの問題ではなく、自分が役割を果たした後で受けられる、享受できるものが安定した生活であって、最初から享受する権利を与えられているわけではないと思う。
- ・子どもの権利にしても、勝手気ままに振りかざしていいというわけではなく、与えられた役割を果たした上で、まちづくりに参加できると思うので、権利まで持っていないで、その前段の役割を行い、その上で参加される場が与えられるといったような表現にできないかと思った。

- ・子どもの権利については、確かに、条例にする以上、どう対応するのかといったこともあるので、委員会において、次の段階で、課題として議論してみたいと思う。
- ・前文に盛り込むべき項目としている②あるべき姿に関して、前文の例では、その②の部分で、その中の「まちづくりの担い手を育成するとともに」という部分の「担い手」とは、子ども、学生ということで、そのためにどうするかという条文ではないと思うが、そこが大きく、何か見えるものがあれば、分かり易いと思う。
- ・(A 3カラーの) 概要版のQ&Aの2つ目、「なぜ、つくるの？」について、Aの下から2行目に「人によって左右されない」とあって、ここで言う「人」は、トップということを事前に聞いて、条文になるわけではないが、この部分について、再度確認したい。
- ・条例の必要性を議論した際、その時の市長、また別な市長となっても、一貫して底辺にあるものをこの条例の中に盛り込んで、それから逸脱しないような形での条文を作りましょうとなり、それが「人によって左右されないまちづくり」ということで、その指針となるものがこの条例という意味である。
- ・この条例を制定したときに、どういう風に動いて、みんなで守って行って、周知していくのかというのが分かりづらいと思う。
- ・あずましいまちをつくるために、例えば、今盛んにカラスが飛んでいるが、その対応が無理というのではなくて、排除に向けて、みんなで努力していこうというのが協働であり、市民の意見も反映させながら、それぞれの役割分担によってしっかり議論しながらまちをつくっていこうというようなまちづくりの原点を書いているのがこの条例だと思う。
- ・そういう意味では、みんなで弘前をいいまちにしようと、そのための条例なんだという部分、そういう色が出てきているのかと感ずるので、事業者も、市民も、議会もみんなでまちづくり、いいまちをつくるんだという目的性が、より前に強く出てきてもいいと思う。
- ・それが前文の例の最後の段落であるが、その中の「協働のあり方を具体化したまちづくりの仕組みなどを明らかにし、その仕組みに基づく継続的な取組により・・・」という表記に、ちょっと足りない部分があるんだと思う。
- ・市民全ての力を集めて、お互いに力を持ち寄って、弘前市を良くしようということにこの条例の基本があるんだと思うので、それが真っ先に出てきていいと感じた。
- ・前文をもう少し分かり易く書いた方がいいかもしれない。
- ・協働の主体というのを調べたら、市民であるという書き方もしているが、今回のこの条例は、どういった形の協働なのか。
- ・中間報告書の8頁に図解しているが、市民は弘前市民、住んでいる人で、弘前市民だけではなくて、他から通っていたり、範囲を広げているのが市民等という主体で、弘前の特性である学生ももっとまちづくりに参加させようということ思いで含めている。
- ・協働の主体というものが、この条例の中で、今一つはっきりしておらず、非常に分かりづらいなどといった議論になってくると思うので、その辺をもう少し明確に、具体的に、要するに、みんなが市民、行政の市民もいれば、会社、NPOの市民もいるということを書ければ、分かり易くなると思う。
- ・中間報告書の9頁、条例の位置付けの方針の中に、市民等という表現があるが、まちづくりの主体の中に出てこないし、何を指すか記載がなければ、分からなくなると思うので、具体的に何々なのかということ記載しておいた方がいいと思う。
- ・先ほどの協働や市民等という用語は、実際の条例では、定義の部分で誤解を与えないように解説することになると思うが、この報告書上は、8頁に定義という項目があって、そこでは、定義は、あくまでも技術的な部分なので、一端、執行機関に預け、条文化されたものを確認するというようにしている。
- ・市民、学生の範囲等は、委員会で十分議論したので感じなかったが、確かにその定義の

部分は、分かりづらいと思う。

- ・ 中間報告の中に、農業振興だとか、地産地消みたいなものが入らなくていいのか。
- ・ 弘前と言えば、りんごというキーワードも必要なんじゃないかという気もする。
- ・ 弘前の源は、りんごと米であると思うので、それが入って分かり易くなると思う。
- ・ 委員会の会議が始まった頃、弘前を良くしていくにはどうしたらいいのかということで、色んな意見を出してもらったが、その中で、農業の活性化や経済に関するご意見が出されたが、結果的には、その件を議論していく中で、そういった各分野に関することは、個別の計画において、課題として捉えて解決していこうという流れになり、中間報告書には載っていないものである。
- ・ それと併せて、総合計画については、策定の義務はなくなったが、この条例の中では、今後も、市民の総合的な指針になる総合計画を作ることとしており、その中に経済活動なり、色んなものを取り込んでいくこととし、作るに当たっては、「市民との協働による」としたが、公募委員も含めた市民の意見もしっかりと聞いて作ってくださいという議論となったものである。

(出席委員の感想等 省略)

### 3 閉会